

# 2019 年度事業計画

## 事業方針

### 1. 専門的能力の向上と業務領域の拡大

社会の動向や法令の改正、また会員の要望等を踏まえ、適切な研修会を開催する。  
新しい業務領域確保に向け、積極的な情報収集と迅速な対応をとる。  
地方公共団体との災害協定締結を推進し、更なる連携を図る。  
所有者不明土地問題について、法務局をはじめ関係諸団体と連携を図り対応する。

### 2. 「土地家屋調査士」の認知度向上

関係諸団体、国・県・市各議員等との協議会・勉強会を開催し、土地家屋調査士制度の更なる理解を図る。

他士業団体への講師派遣を積極的に行い、専門資格者に対し「境界の専門家」としての土地家屋調査士をアピールする。

中学・高校での出前講座及び大学での講座開設を拡充し、学生や学校関係者に職業の選択肢として「土地家屋調査士」を意識づける。

新たな広報ツール・媒体等を研究し、効果的な広報活動を行う。

制度制定70周年記念事業につき、連合会・周辺単位会と協力し、魅力のある計画を策定する。

### 3. 会員の帰属意識の高揚と支部活動の活性化

各支部の研修・懇親等の活動を積極的にサポートする。

研修会を他会場にライブ配信するなど、出席しやすい環境を提供する。

本会と支部とが共有認識を持てるよう、お互いの役員交流に便宜を図る。

### 4. その他

政治連盟・公嘱協会・青年調査士会との連携を強め、情報の共有を図る。

## 総 務 部

1. 法令と会則に則った会の運営、会員の職能向上に資するための取組み
  - (1) 会の運営において、法令と会則で定められている事項の遵守を図る。
  - (2) 国家資格者・士業者として資質向上、とりわけ倫理意識の高揚を図る。
  - (3) 苦情案件への迅速かつ適切な対応と会員指導を行う。
  - (4) 綱紀事案処理マニュアルに基づいて綱紀事案、注意勧告事案への対応に当たる。
  - (5) 業務と研修に資する情報を迅速に提供する。
  - (6) 入会希望者の面接等による新会員へのフォローを行う。
  
2. 地方公共団体との大規模災害に関する協定
  
3. 土地家屋調査士法等の違反事実の実態調査（第 39 条の 2 の規定による調査）
  
4. 法務局、司法書士会との協議
  - 二者協議会（司法書士会、土地家屋調査士会）（法務局、土地家屋調査士会）
  - 三者協議会（法務局、司法書士会、土地家屋調査士会）
  
5. オンライン申請の促進

新たな方式の導入を契機に一層のオンライン申請の普及拡大に努める。  
研修活動において、倫理意識の徹底を重視する。
  
6. その他（会の組織運営）
  - (1) 会務の I T 化により業務の効率化及び労力・経費の削減を図る。
  - (2) 個人情報保護法に則った会の運営の見直しと改善を行う。
  - (3) 大規模災害時における災害時の事務局機能の維持、会員被災状況の迅速な把握等の危機管理の指針を定める。
  - (4) 事務局職員の職能向上と本会・事務局との連携を強める。
  - (5) 会員証一斉更新を実施する。併せて、補助者証の有効期限の確認を行う。

# 財 務 部

1. 本会会計の管理
2. 会館・備品の管理
3. 厚生事業の実施
  - (1) 親睦事業の開催
  - (2) 同好会への補助（ゴルフ、釣り、ツーリング、野球）
  - (3) 自由業団体連絡協議会ゴルフ大会、連合会ゴルフ大会参加者への補助
  - (4) その他厚生事業の推進
4. 職員の昇給・賞与の検討
  - (1) 職員の昇給・夏季賞与の決定（第2回理事会にて決議）
  - (2) 職員の冬季賞与の決定（第3回理事会にて決議）
5. 全国国民年金基金への加入促進
6. 支出削減策の検討

# 業 務 部

## 1. 制度対策関係

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法への対応  
空家等対策委員会  
各自治体等の対策協議会等への参画推進
- (2) 所有者不明土地問題への対応  
他土業等の実務担当者との協議会開催予定
- (3) その他の法改正等への対応

## 2. 会員業務関係

- (1) 調査・測量実施要領改正への対応
- (2) 官民境界立会業務の現状把握及び対応
- (3) その他の業務に関する事項への対応

## 3. 公嘱協会及び地図整備関係

- (1) 公共嘱託登記の受託推進及び公嘱協会に対する助言等についての対応  
公嘱協会との協議会開催
- (2) 地図整備に関する情報収集等

## 4. 筆界特定制度関係

- (1) 境界問題合同無料相談会 [年間3回(5月・8月・11月)開催予定]
- (2) 連絡協議会等による連携を継続  
共同リーフレットの作成
- (3) 筆界特定室・境界問題相談センター岡山合同研修会開催予定
- (4) 筆界調査委員の研修(筆界特定室との共同開催考慮)を必要に応じて検討

# 研 修 部

1. 岡山会新会員研修会

5名以上の参加者が見込める場合は開催する。

日時等は、連合会主催の新人研修の開催日（6月1日～3日）以降。

場所 土地家屋調査士会館

2. 第14回土地家屋調査士特別研修

3. 第1回研修会

時期 8月以降

倫理に関する研修を複数の会場で行うことを検討している。

4. 第2回研修会

11月頃を予定している。

5. 第3回研修会

2月頃を予定している。

## 広 報 部

1. 岡山大学講座及びP T  
P T 4回予定  
講座 第1回～第16回開催
2. 出前講座及びP T  
岡山県下2校程度において出前講座を開催予定  
P Tは4回開催予定  
適宜、対象校担当者との現地打ち合わせが必要  
上記打ち合わせは、各支部広報委員に対応を依頼  
職業紹介ガイダンス 岡山大学
3. 無料相談会  
「土地家屋調査士の日」境界問題・登記無料相談会  
「全国一斉！法務局休日相談所」  
総務省主催一日合同行政相談所  
10 土業合同無料相談会
4. インターンシップ事業検討  
岡山大学担当者との打ち合わせ
5. C V事業（土地家屋調査士P R動画の放映）  
作成したパワーポイント動画 行政庁等へ放映検討依頼・調査士会H Pへの掲載
6. 広報活動の一環としての「うちわ」配布  
土地家屋調査士会館2階会議室に約500枚の在庫  
「14条地図作成」での民地立会において配布予定
7. 各行政庁への文書配布  
「登記手続のご案内」を各市区町村担当窓口へ配布（各支部広報委員対応）
8. 自由業団体連絡協議会  
土業連携フォーラム 9月 ピュアリティまきびにて開催予定
9. マスメディア広告  
地元貢献、社会貢献性のある広告を選定し、広告掲載予定
10. 岡山県下自治体窓口用封筒・郵送用封筒への広告掲載  
広告会社から案内があれば検討、予算の上限を設定。
11. 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業検討  
境界確定成果簿（頒布品）の改訂検討
12. 月報編集委員会  
定期編集会議 毎月1回開催 計12回  
季刊誌廃止検討

## 境界問題相談センター岡山

1. センター業務  
センター事務所における相談手続 毎週水曜日（祝日、年末年始を除く）
2. 運営委員会  
随時開催
3. 広報ツール改訂  
リーフレットおよびQ & Aの改訂版作成
4. 境界問題合同相談会 [年間3回（5月・8月・11月）開催予定]  
第25回 5 / 17 美作市民センター
5. 連絡協議会（法務局筆界特定室と合同会議）  
第34回 5 / 23 土地家屋調査士会館
6. 筆界特定室との合同研修会  
日時場所未定

# I T 委員会

## 1. オンライン申請の促進

紙媒体の提出を要しない、オンライン申請に関する新たな取扱いが今年度中にも開始されるとの情報もあり、従来の書面申請から登記所への登庁を要しないオンライン申請への移行が加速することが予想される。この新たな取扱いを含めたオンライン申請についての情報発信や環境未整備会員へのサポートを行いつつ、添付情報提供に必要となるPDFファイルの取扱いを意識した研修会開催にも注力してゆく。

## 2. ホームページの充実

CMSによる情報発信、研修資料アップロードによるホームページの内部利用は定着してきている。既存コンテンツの充実・整理をすすめ、利便性をさらに高めるとともに、今後は外部への情報発信及び広告効果を意識し、存在価値の高いホームページの構築を目指す。

## 3. 調査士会のIT化

現行システム（会員管理、会員証等ソフトウェア、共有ファイルスペース設置、会館の無線ラン環境等）の維持管理を図り、調査士会のさらなるIT化のために必要と思われる新たな基盤整備に関する提言や実施作業を行う。研修会のライブ配信を安定的に行うための環境整備・研究には特に注力してゆく。



# 境界鑑定委員会

これまで活動してきた内容を基礎とし、いかに実践に活かせるか、具体例を上げ、検証する。

- 現場を選定し、実際に踏査・検討する。
- 筆界特定申請における意見書の作成等を念頭に置く。
- 2年を一期間と考え、2020年度の後半に研修・報告会を開催する。途中の報告は月報等で逐次行う。

# 空家等対策委員会

## 1. 各自治体の空家等対策協議会等

前年度に引き続き、各委員が所属の協議会に出席して、特に代執行に関する情報を収集するとともに、今後新たに空家等対策協議会を立ち上げる自治体の情報も含め、既に設置済みの自治体の情報も併せて収集し、特に必要と認めるときは会員及び他の自治体への情報発信を行う。

## 2. その他

前年度に引き続いて「岡山県空家等対策推進協議会」及び「おかやま空家対策研究会」への参加、情報収集を行う。